

家庭ごみの正しい出し方

ごみは必ず収集日の**朝8時30分まで**に出しましょう

「収集日がちがう」「分別がされていない」など、ごみ出しルールが守られていないものには、違反シールを貼り、ごみ収集場所においていきます。自分の出したものに違反シールが貼られていたら、速やかに持ち帰り、正しく分別して、次の収集日に出しなおしてください。

●下記品目はあくまで代表例ですので、下記品目以外の物はそれぞれの決められた日に出してください。

ごみの減量とリサイクルにご協力を!

見やすいところに貼っておきましょう!!

燃やすごみ	必ず町指定ごみ袋に入れてごみ収集場所に出してください。一辺が30cm程度より大きい物は「粗大ごみ」に出してください。 マークの付いていないプラスチック製品は燃やすごみ マークの付いているプラスチック製品は資源ごみ	●生ごみ 十分水切りをしてください。できるだけコンポスト等を使用し、自家処理をしてください。 ●剪定枝等(直径5cm未満) 長さ30cm程度に切って町指定ごみ袋に入れて出してください。 ●革製品 金属は取り除いてください。 ●はんてん 必ず一辺30cm程度に切ってください。 ●ホース 長いものは、必ず30cm程度に切ってください。
	●飲料用カン、缶詰のカンなど ●空きビン は3色に分けてコンテナに入れてください。 水でゆすぎ中身を取り除いて、袋に入れてごみ収集場所に出してください。 キャップとラベルをはずし、水でゆすぎ中身を取り除き袋に入れないで色別に分けてコンテナに入れてください。	スプレー缶、カセットボンベ、ペンキ缶、一斗缶など左記以外のカンは中身を取り除いてから「不燃ごみ」として出してください。 農業ビン・特殊薬品が入っていたビンや生きビン(ビール、ジュース等)は、購入先に相談してください。薄い色のついたビンは、それぞれの色に分けてコンテナに入れてください。白濁色の化粧品等のビンは「無色透明」のコンテナに入れてください。
資源ごみ	★資源ごみは、右記の分類ごとにそれぞれ違う処理施設に搬出するため、必ず個別に分けて出してください。 ●容器包装プラスチックの出し方 ●食品等の付いている物はよく洗うか拭いて、乾かしてからまとめて中身の見える透明又は半透明の袋に入れて出してください。 ●汚れの取れない物や容器包装以外のプラスチックは、燃やすごみ(30cm以上のものは粗大ごみ)に出してください。 ●プラスチックマークが印字されているものは全て対象です。	●容器包装プラスチック ●新聞紙 ●牛乳パック ●雑誌類 ●ペットボトル ●古布類・衣類、布類 ●段ボール ●ペットボトル、容器包装プラスチックの収集は実施しますが、それ以外の収集は中止しますので、出さないでください。
不燃ごみ	●細かいもの、割れたもの、ガラス食器などは、半透明の中身の見える袋に入れて出してください。 ●傘は、布を取ってから出してください。取った布は燃やすごみとして出してください。 ●一辺が50cm以上の物は「粗大ごみ」に出してください。 プラスチック製品(バケツなど)は30cm未満にして「燃やすごみ」に出してください。	●小型家電製品 ●飲料用カン及び缶詰のカン以外のカン ●陶器類 ●有書ごみ ●ガラス食器 ●なべ、やかん、フライパン ●スプレー缶・カセットボンベ ●金属製キャップ、栓 ●電子レンジ ●扇風機 ●木製家具 ●スチール製家具 ●自転車 ●ストーブ
粗大ごみ	●一辺の大きさが30cm以上の燃やすごみ。一辺の大きさが50cm以上の不燃ごみ。 ●戸別収集になりますので、希望される方は、粗大ごみ申込み期間(松田町ごみ収集カレンダー参照)中に環境上下水道課環境公園係(または、寄出張所)の窓口で申込みをしてください。 ●直接搬入は、足柄東部清掃組合に電話予約(83-1554)してください。 ●一回の申込みで5個までとし、1個につき1,100円(税込み価格)の手数料をいただきます。 ●事前に解体していただく必要があるものもありますので、詳しくは環境上下水道課環境公園係までお問合せください。	●布団(3枚1組) ●ソファ、ベッド・マットレス ●ジュウタン ●電子レンジ ●扇風機 ●木製家具 ●スチール製家具 ●自転車 ●ストーブ
収集できないもの	●正しく分別されていないもの。 ●引っ越し等で一度に多量に出るごみは直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。 ●事業系一般廃棄物(飲食店・商店・会社・工場等の事業活動に伴って出たごみ)は法令に基づき、自ら処分することが義務づけられていますので、直接搬入するか、町が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。	●タイヤ、バッテリー ●消火器 ●自動車部品 ●オートバイ ●注射器、注射針 ●農機具 ●浄化槽、浴槽、便器 ●電線、大量の針金、ワイヤーロープ ●直径5cm以上の剪定枝 ●危険物(農薬、ガソリン等)

●ごみの直接搬入する際は予約をしてください
引っ越し、粗大ごみ等でごみが出たとき、希望者は足柄東部清掃組合に前日までに電話をして、搬入日、ごみの種類、量などを予約の上、搬入してください。(有料)
10kgまでを1単位として、1単位あたり250円。
予約先 足柄東部清掃組合 ☎83-1554
予約受付・受入時間 火～金：9時～10時30分・13時～15時30分
土曜日：9時～10時30分
(月曜日、第2・4・5土曜日、日曜日、祝祭日は休み。)

●特定家庭用機器の処理方法
家電リサイクル法で指定されたテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫(冷凍庫)、衣類乾燥機の処理は
1.買換えなどの時にお店(販売店)に引き取りを依頼する。
2.郵便局で家電リサイクル券を購入し、リサイクル券を対象の品物に貼って指定引取場所へ直接搬入する。
◆指定引取場所 西濃運輸(株) 小田原市下大井660 ☎36-6935
3.上記による処分ができない場合は、次の一般廃棄物収集運搬許可業者に指定引取場所までの運搬を依頼してください。料金については、各業者に直接お問い合わせください。
◆一般廃棄物収集運搬許可業者
(有)松田衛生社 松田町松田惣領292 ☎82-0511
新生実業(有) 松田町松田庶子2 ☎83-6888
櫻井商事(有) 松田町松田惣領1394-1 ☎82-0912

●パソコンの処理方法
(ノートパソコン・デスクトップパソコン・液晶ディスプレイ)
1.パソコンが不用になった場合、パソコン3R推進協会または各メーカーに処理を依頼してください。
2.指定の方法で回収再資源化料金を支払ってください。
3.パソコンを箱などで梱包し、メーカーから送られてきた受付伝票を貼ってください。
4.最寄りの郵便局へ戸口回収を依頼するか、直接メーカーに持ち込んでください。
★ブラウン管モニターはパソコン3R推進協会へ処理を依頼してください。
※なお、パソコンを処分する際には、ハードディスク内のデータ消去を行うなどの対策をお勧めします。
◆問合せ 一般社団法人 パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685

●拠点回収
以下のごみは拠点回収を行っています。
◆ペットボトル・容器包装プラスチック
●松田町創生推進拠点施設(suprapo) 駐車場内回収ボックス(全日/24時間)
◆小型家電(長辺が30cm未満で、24cm×11cmの投入口に入る家電製品)
●松田町役場 2階中央回収ボックス(平日/8:30~17:15)

町民の方へ無料で配布しています(1世帯につき1つ)
◎ペットボトル圧縮機
◎コンポスト(トートバッグ型も加わりました)
ご希望の方は環境上下水道課へ事前にお電話をください。(数に限りあり) (☎83-1227)

まだ使える物は、地元の掲示板・ジモティーでリユースしませんか?
ごみの出し方に迷ったら松田町 ごみサクで検索して調べられます!
ジモティー QRコード
ごみサク QRコード

祝日も収集いたします(5月の連休及び年末年始は除く)

